

河内長野市再エネ導入促進のための非F I T余剰電力買取事業者登録制度 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「河内長野市再エネ導入促進のための非F I T余剰電力買取事業者登録制度」(以下「本制度」という。)の実施に関して、必要な事項を定める。

2 本制度は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(以下「F I T」という。)及びF I P(F e e d i n P r e m i u m)制度を利用しない余剰電力の買取(以下「非F I T余剰電力買取」という。)を実施する事業者を登録し、当該事業者を公表することで、河内長野市(以下「市」という。)による補助金事業の実施と併せて非F I Tの再生可能エネルギー設備の導入を促進することを目的とする。

(登録の要件)

第2条 登録制度の対象となる事業者は市内の住宅又は事務所、事業所等を対象とした非F I T余剰電力買取を実施できる者とする。

(登録申請)

第3条 本制度に申請をする者は、「河内長野市再エネ導入促進のための非F I T余剰電力買取事業者登録申請書」(様式第1号)を河内長野市環境政策課に提出しなければならない。

(登録)

第4条 市は、前条の規定による登録申請を受け、相当と認めた場合には、市のウェブサイト等に、当該申請に係る者を登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)として掲載する。

(登録期間)

第5条 登録期間は、前条の規定による登録の日から当該年度末までとし、第9条の規定による登録の取消事由がないと認めるときは、毎年度、自動的に更新し、その期限は、令和9年度末までとする。

(市による支援)

第6条 市は、登録事業者への支援として、市のウェブサイト等への登録事業者の登録内容の掲載を行う。

(登録事業者による協力)

第7条 登録事業者は、市が求める場合には、取組状況の報告等の協力を行う。

(登録内容の変更)

第8条 本制度の登録内容について変更しようとする登録事業者は、「河内長野市再エネ導入促進のための非F I T余剰電力買取事業者登録内容変更届出書」

(様式第2号)を市に提出する。

(登録の取消)

第9条 市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者から、登録取消の申し出があったとき
- (2) 第2条に規定する登録の要件を満たさないことが判明したとき
- (3) 法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員との関係があると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められる場合
- (6) その他、登録を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(補則)

第10条 本要領に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月22日から施行する。